



厚生労働省発表  
平成21年2月5日

### 輸入食品に対する検査命令の実施について (カナダ産いんげん豆及びその加工品)

本日、以下のとおり輸入者に対して、食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令を実施することとしたので、お知らせします。

対象食品等	検査の項目	経緯
カナダ産いんげん豆 及びその加工品(簡易 な加工に限る。)	グリホサート*	検疫所におけるモニタリング検査の結果、カナダ産いんげん豆から基準値を超えるグリホサートを検出したことから、検査命令を実施するもの。

\* 有機リン系除草剤

#### <参考1>カナダ産いんげん豆のグリホサートに係る違反事例

- 品名：いんげん豆  
輸入者：三晶実業 株式会社  
輸出者：YOMA INTERNATIONAL LTD.  
届出数量及び重量：2,800 バッグ、84,000kg  
検査結果：グリホサート 2.1ppm 検出 (基準値 2.0ppm\*)  
届出先：神戸検疫所  
違反確定日：平成20年12月10日  
措置状況：全量積戻し済み
- 品名：いんげん豆  
輸入者：株式会社 萩原敬造商店  
輸出者：YOMA INTERNATIONAL LTD.  
届出数量及び重量：700 バッグ、21,000kg  
検査結果：グリホサート 3.2ppm\*<sup>2</sup> 検出 (基準値 2.0ppm\*)  
届出先：大阪検疫所  
違反確定日：平成21年1月21日  
措置状況：全量保管中
- 品名：いんげん豆  
輸入者：大豆油糧 株式会社  
輸出者：HENSALL DISTRICT CO-OPERATIVE  
届出数量及び重量：1,334 バッグ、40,020kg  
検査結果：グリホサート 2.3ppm 検出 (基準値 2.0ppm\*)  
届出先：神戸検疫所  
違反確定日：平成21年2月4日  
措置状況：全量保管中

\*1 グリホサートは、いんげん豆には2.0ppmの基準値が適用されますが、例えば、小麦には5.0ppm、大豆には20ppmの基準値が設定されています。

\*2 グリホサートの許容一日摂取量(人が一生毎日摂取し続けても、健康への影響がないとされる一日当たりの摂取量)は、体重1kg当たり0.75mg/日であることから、体重60kgの人がグリホサートが3.2ppm残留したいんげん豆を毎日約14kg摂取し続けたとしても、許容一日摂取量を超えることはなく、健康に及ぼす影響はありません。

#### <参考2>カナダ産いんげん豆の輸入実績

平成19年4月1日から平成21年2月5日：速報値

届出年度	届出件数	届出重量(ト)	検査件数*	違反件数
平成19年度	231	9,276	23	0
平成20年度	150	6,631	55	3(グリホサート)

\* 残留農薬に係る検査